



2 教 高 第 3 号  
令和 2 年 4 月 1 日

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会教育長  
(公印省略)

県立学校における新学期からの学校再開に係る  
対応の変更について (通知)

県立学校における新学期からの学校再開については、令和 2 年 3 月 24 日付け元教高第 1767-3 号により通知し、各校において、準備に取り組んでいただいているところ  
です。

これまでの本県における感染事例の状況や、年度当初であり、人の動きが盛んになる  
時期であることを踏まえ、学校再開に係る対応を、次のとおりとすることとしまし  
た。

については、本通知の趣旨を理解の上、適切に対応願います。

記

- 1 令和 2 年 3 月 24 日付け元教高第 1767-3 号通知中、2 の(3)に、次の事項を追加す  
る。

「イ 令和 2 年 2 月 19 日付け元教保第 605 号で通知したとおり、幼児児童生徒等  
に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう  
指導すること。自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全  
法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に  
帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよい  
と認めた日」として扱うことができる。その場合、指導要録上も「欠席日数」  
とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。また、こ  
のことに付いて、幼児児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知するこ

と。」

2 同通知中、2の(5)を次のとおり変更する。

ア 部活動の実施にあたっては、3つの感染リスク管理を徹底し、校長が実施内容を十分に確認するとともに、校長や顧問等の指導者は次の事項に留意のうえ、責任をもって監督し、感染予防対策を徹底すること。

- ・ 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られたり、普段の自分の体調と様子が違うなど、何らかの体調不良がある者は、参加させないこと。また、活動中及び活動後に体調不良となった場合は、保護者に連絡して、安全に帰宅させること。
- ・ 3月以降の海外渡航歴を有し、帰国後2週間を経過していない者が参加していないこと。
- ・ 3月以降、首都圏や関西圏など、感染拡大地域から来県・帰県し、2週間経過していない者が参加していないこと。

イ 学校現場から要望のある練習試合等については、一律に禁止するものではなく、感染が拡大していない地域での活動や近隣校との試合などは、感染症対策を徹底したうえで実施可能とするが、実施内容や移動方法等に、特に留意すること。

ウ 使用中止としていたトレーニングルーム等については、4月1日から使用可能とするが、同様にリスク管理を徹底すること。

**【問い合わせ先】**

愛媛県教育委員会事務局  
(高等学校・中等教育学校に関すること)  
高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安  
TEL 089-912-2953

(人権教育に関すること)  
人権教育課 教育指導グループ 竹縄 浩二  
TEL 089-912-2962

(特別支援学校に関すること)  
特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳  
TEL 089-912-2967

(保健管理・運動部活動に関すること)  
保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之  
TEL 089-912-2981